

## ひばり保育園重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

### 1 運営主体

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 名 称         | 社会福祉法人宿河原会        |
| 所 在 地       | 川崎市多摩区宿河原6丁目46番6号 |
| 電 話 番 号     | 044-811-1255      |
| 代 表 者 職 氏 名 | 理事長 久保田 和男        |

### 2 施設概要

|             |                            |
|-------------|----------------------------|
| 施 設 の 種 類   | 保育所                        |
| 施 設 の 名 称   | ひばり保育園                     |
| 施 設 の 所 在 地 | 川崎市多摩区宿河原6丁目46番6号          |
| 電 話 番 号     | 044-811-1255               |
| 施 設 長       | 園長 久保田 ひろ子                 |
| 受 入 年 齢     | 生後5か月～小学校就学前               |
| 利 用 定 員     | 乳児 15人 1・2歳児 46人 3歳以上児 69人 |
| 開 設 年 月 日   | 昭和52年7月1日                  |

### 3 施設の目的及び運営の方針

ひばり保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

### 4 設備の概要

#### (1) 園舎等の概要

|          |  |
|----------|--|
| 敷 地 面 積  | 997.48 m <sup>2</sup>  |
| 園舎の構造・規模 | 鉄筋コンクリート造(一部 鉄骨造)地上3階建て  |
| 園 舎 面 積  | 1,410.26 m <sup>2</sup> (1階床面積 548.17 m <sup>2</sup> / 2階床面積 496.77 m <sup>2</sup> / 3階床面積 365.32 m <sup>2</sup> ) |
| 園 庭 面 積  | 357.16 m <sup>2</sup>  |

(2) 主な設備

| 設備   | 部屋数 | 面積                    | 備考  |
|------|-----|-----------------------|---|
| 乳児室  | 2室  | 168.92 m <sup>2</sup> |   |
| ほふく室 | -室  | -m <sup>2</sup>       | 乳児室に含む  |
| 保育室  | 5室  | 358.25 m <sup>2</sup> | 一時預かり室 (48.63 m <sup>2</sup> ) を含む                                |
| ホール  | 2室  | 92.96 m <sup>2</sup>  | 1階ランチルーム (40.39 m <sup>2</sup> )<br>3階遊戯室 (52.57 m <sup>2</sup> ) |
| 医務室  | 1室  | 4.00 m <sup>2</sup>   | 事務室内の医務スペース   |
| 調理室  | 1室  | 74.04 m <sup>2</sup>  | 前室、下処理室、食品保管庫等を含む<br>厨房のみ (43.87 m <sup>2</sup> )                 |
| 事務室  | 1室  | 31.00 m <sup>2</sup>  |   |

5 職員の職種、員数及び職務の内容

| 職種     | 員数  | 職務内容                                    |
|--------|-----|---|
| 園長     | 1人  | 園務の統括                                   |
| 主任保育士  | 3人  | 保育園の統括、保護者の育児相談、健康管理業務<br>地域の子育て支援、人材育成 |
| 副主任保育士 | 2人  | 各担当部門の統括(乳児・幼児)、保護者の育児相談、<br>健康管理業務     |
| 保育士    | 20人 | 保育業務、環境整備                               |
| 看護師    | 人   |   |
| 栄養士    | 3人  | 栄養管理、献立作成、給食調理                          |
| 調理員    | 3人  | 給食調理                                    |
| 事務員    | 人   |   |

※上記職員の員数等は利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

(1) 当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)、年間数回、職員の研修等で保育園を休園することがあります。年度によって異なりますので、その場合は、年度始めに年間行事予定で事前にお知らせします。

(2) 土曜保育利用者は、ひばり保育園、ひばりっこくらぶ保育園、こひばり保育園の合同保育で場所は、ひばりっこくらぶ保育園で行います。

※感染症等出た場合は、その都度お知らせし、合同保育を行わない場合もあります。

※令和2年4月より新型コロナウイルス感染防止対策のため、合同保育は行わず、各保育園で行っています。

※行事等、対象学年でなくても安全に行事が進行するよう努める都合上、土曜日保育がないことがあります。別途お渡しする土曜日年間計画と合わせて御覧下さい。

(3) 大型台風、災害、計画運休(電車が動かない)、その他感染症等により休園となる場合があります。

## 7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を保護者と共に行い時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

※交通機関の遅延又は仕事で契約時間を超過した時の、延長又は特別緊急延長保育の詳細は生活のしおりを御覧ください。

※大型台風、災害、計画運休等（電車が動かない時）お休みのご協力をいただく場合があります。

### (2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を保護者と共に行い時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から19時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

※行事前日準備等保育時間の協力をいただく場合があります。

※大型台風、災害、計画運休等（電車が動かない時）お休みのご協力をいただく場合があります。

## 8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

### (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

### (2) 3歳以上児への主食および副食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代および副食代を受領し、給食の提供を行います。

### (3) 一時保育事業の実施

実施内容は別紙にて個別に記載しています。

## 9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。ただし、2号認定子どもは除く。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

## 10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

## 11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

|         |              |
|---------|--------------|
| 医療機関の名称 | 豊田クリニック      |
| 医師名     | 豊田 博史        |
| 所在地     | 川崎市多摩区登戸3200 |
| 電話番号    | 044-933-7755 |

### (2) 歯科

|         |                            |
|---------|----------------------------|
| 医療機関の名称 | またい歯科医院                    |
| 歯科医師名   | 又井 由紀子                     |
| 所在地     | 川崎市多摩区宿河原6丁目38番3号 プリムタザワ1F |
| 電話番号    | 044-822-8286               |

## 12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

|         |  |
|---------|--|
| 受診医療機関① | 医療機関名：高橋クリニック<br>診療科：内科、外科、小児科<br>所在地：川崎市多摩区堰3丁目5番14号<br>電話番号：044-822-8319 |
| 受診医療機関② | 医療機関名：金子整形外科<br>診療科：整形外科<br>所在地：川崎市高津区久地4丁目24番30号<br>電話番号：044-850-0105     |

### 13 非常災害対策

|            |   |          |   |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
|------------|---|----------|---|---------|---|------------|---|-------|---|--------|---|-----|---|----------|---|----------|---|------|---|--------|---|-------|---|--------|---|
| 非常時の対応     | 別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。   |          |   |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| 避難・備蓄用品    | <table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・非常用電源</td> <td>有</td> <td>・毛布</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・防災ヘルメット</td> <td>有</td> <td>・マスク、軍手等</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・防災靴</td> <td>有</td> <td>・防災シート</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・医療品等</td> <td>有</td> <td>・簡易トイレ</td> <td>有</td> </tr> </table> | ・避難用リュック | 有 | ・備蓄米・食糧 | 有 | ・ミネラルウォーター | 有 | ・懐中電灯 | 有 | ・非常用電源 | 有 | ・毛布 | 有 | ・防災ヘルメット | 有 | ・マスク、軍手等 | 有 | ・防災靴 | 有 | ・防災シート | 有 | ・医療品等 | 有 | ・簡易トイレ | 有 |
| ・避難用リュック   | 有   | ・備蓄米・食糧  | 有 |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| ・ミネラルウォーター | 有   | ・懐中電灯    | 有 |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| ・非常用電源     | 有   | ・毛布      | 有 |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| ・防災ヘルメット   | 有   | ・マスク、軍手等 | 有 |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| ・防災靴       | 有   | ・防災シート   | 有 |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| ・医療品等      | 有   | ・簡易トイレ   | 有 |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| 緊急時の伝言方法   | コドモン一斉送信、緊急時災害用伝言ダイヤル等  |          |   |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |
| 避難場所       | 長尾小学校（川崎市多摩区长尾7丁目28番1号）   |          |   |         |   |            |   |       |   |        |   |     |   |          |   |          |   |      |   |        |   |       |   |        |   |

### 14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

### 15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|        |  |                     |
|--------|--|---------------------|
| 当園相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情受付担当者 主任保育士 堀上 美穂</li> <li>・苦情解決責任者 園長 久保田 ひろ子</li> </ul> <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。</p> |                     |
| 第三者委員  | 奥村 寿之  | 電話番号 044-411-1122   |
|        |  | 役職・肩書等 (社福)多摩福祉会理事長 |

### 16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

|       |                     |
|-------|---------------------|
| 保険の種類 | 日本スポーツ振興センターの児童災害共済 |
| 保険の内容 | 医療費総額5,000円以上の場合に適用 |

### 17 その他利用にあたっての留意事項

|           |  |
|-----------|--|
| 禁止事項・制限事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場は5台です。路上駐車や空き待ちの路上停車は、近隣の迷惑になるためできません。</li> <li>・駐車場、駐輪場内でのトラブルは、当園は一切責任を負いません。</li> <li>・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投棄は行いません。</li> <li>・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止めください。</li> </ul> |
|-----------|--|

## 18 保育料の無償化について

- ① 令和元年10月1日より3歳～5歳児クラス(幼児)の保育料が無償化されました。
- ② 0歳～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもの保育料は無償です(従来通り)。
- ③ 従来、保育料に含まれていた副食費(4,500円)は、令和元年10月分より実費負担になります。
- ④ 給食費(主食費・副食費)以外の延長保育料や日用品の実費徴収分は無償化の対象外です。
- ⑤ 無償化の対象期間は、小学校就学前の3年間です(5歳児クラスの満6歳児も対象です)。
- ⑥ 生活保護世帯の補足給付事業は継続されます(従来通り)。

## 19 給食費の徴収について

- ① 令和元年10月分より保育料に含まれていた幼児クラスの副食費(月額4,500円)を当園で徴収する事になります。主食費・副食費をまとめて当園の口座(別紙参照)に毎月15日までにお支払いください。
- ② 当園の主食費は月額2,000円となります。
- ③ 年収360万円未満相当世帯の子ども、第3子以降の子どもは、副食費の徴収を免除されます。
- ④ 月一回でも利用があれば主食費2,000円と副食費4,500円を徴収させていただきます。
- ⑤ 副食費の滞納については、当園よりお支払いの依頼を致しますが、滞納が続く場合は、川崎市より連絡する事があります。

令和 年 月 日  
保育園名：ひばり保育園  
園長名：久保田 ひろ子

私は、本書面にに基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、ひばり保育園の保育料の無償化による重要事項説明書について、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：  
保護者氏名： 印  
児童氏名：  
児童から見た続柄：

別表 1

| 受領する費用の種類             | 支払を求める理由  | 金額  |
|-----------------------|---|---|
| 延長保育料                 | 延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの   | 利用する延長保育時間<br>30分につき<br>月額 1,000円<br>ただし、被保護世帯及び市<br>民税非課税世帯は免除 |
| 補食代                   | 延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの  | 月額 1,500円   |
| 主食代                   | 3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの  | 月額 2,000円   |
| 副食費                   | 幼児に提供する副食費を実費で御負担いただくもの   | 月額 4,500円   |
| オムツ代・諸経費<br>(0、1、2歳児) | 乳児が園で使用するオムツや消耗品等、実費で御負担いただくもの<br>オムツ、おしり拭き、ティッシュ、おしぼり、<br>ビニール、おしりシート、ハンドソープ<br>その他日々の保育で子ども達が使用する消耗品等 | 月額 4,000円   |
| 諸経費<br>(3、4、5歳児)      | 幼児が園で使用する消耗品等を実費で御負担いただくもの<br>ティッシュ、おしぼり、ビニール、おしりシート、<br>ハンドソープ、デンタルガム<br>遠足代、その他日々の保育で子ども達が使用する消耗品等    | 月額 1,000円   |
| 園帽子代(乳児用)             | 乳児が登降園又は園で使用する帽子代を実費で御負担いただくもの  | 1個 1,060円   |
| 園帽子代(幼児用)             | 幼児が登降園又は園で使用する帽子代を実費で御負担いただくもの  | 1個 1,040円   |
| かばん代                  | 2歳児以上で使用するかばん代を実費で御負担いただくもの   | 1個 5,000円   |
| スモック代                 | 園で使用するスモック代を実費で御負担いただくもの  | 1着 1,810円   |

別表 2

| 受領する費用の種類 | 支払を求める理由                      | 金額                  |
|-----------|-------------------------------|---------------------|
| Tシャツ代     | 園の行事等で使用するTシャツ代を実費で御負担いただくもの  | 1着 1,500円程度         |
| 消耗品代      | お子様が園で使用する消耗品その他を実費で御負担いただくもの | はさみ、のり、自由画帳、お誕生カード等 |

※令和6年1月現在 取引業者の都合で値上げする事があります。

## 個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 保育園専用マネジメントシステム（コドモン）による運営に必要なとなる情報を運営サーバーとの間で共有する。
- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園にあたり、入学する予定の小学校との間で情報を共有する。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行う。
- ・ 利用児童の体調の変化や怪我等で保護者に連絡をとる。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行う。
- ・ 当保育園での保育や行事の写真を撮影し園内掲示および、コドモンを用いた写真配信を通して、利用児童の日々の様子を保護者に伝える。
- ・ 特定の行事において業者による写真撮影を行い、保護者に販売する。
- ・ 機関誌及び保育雑誌による取材等に必要な写真撮影を行う。

ひばり保育園 園長 久保田 ひろ子 様

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：

※ なお、この同意書に基づき使用する全ての個人情報は、その必要性が無くなったとき、速やかに（シュレッダーによる裁断後）破棄いたします。